

マンションイベント出展サービス 利用規約

この利用規約（以下、「本規約」という。）は、マンションイベント共催者 株式会社新都市生活研究所（以下「当社」という。）が、業務提携するマンション管理組合又はマンション管理組合法人（以下単に「提携管理組合」という。）が管理する区分所有建物であるマンション（以下「提携マンション」という。）内でのイベント等に関する利用条件を定めるものです。出展者の皆様（以下、「出展者」という。）には、本規約に従って、マンションイベント出展サービス（以下「本サービス」という。）をご利用いただきます。

なお、本規約の定義は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条及び第6条第3項に従います。

第1条（適用）

- 1 本規約は、出展者と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
- 2 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下「個別規定」という。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

第2条（マンションイベント出展サービス業務）

- 1 本サービスにあたり、当社は以下の業務を提供します。
 - ① 出展者が業務（主にイベント、販売、セミナーなどの業務、以下「イベント」等という。）を展開・実施することができる提携管理組合ないし提携マンションの確保
 - ② 出展者が①を展開・実施するための交渉
 - ③ イベント等の当日の全体進行管理
 - ④ 上記に付随する業務
- 2 出展者は、当社が前項の本サービスの業務を行うにあたり、次の協力（以下「本件協力」という。）を行います。
 - ① 前項のイベント等の提案と実施
 - ② 前項のイベント等の広告物の作成又はその協力
 - ③ 上記に付随する協力
- 3 当社は、当社が第2条1項の業務を行うにあたり、必要がある場合は、出展者に対して指示を行うことができるものとし、出展者はこれに従うものとします。

第3条（出展料等）

- 1 出展者は、当社に対し、次の本サービスの対価（出展料）として、次のいずれか又は双方を支払います。なお、次の①は本規約に基づき特段の新たな合意なく発生するものとし、①に加えて②が発生するか、又は①に代えて②が発生するか、その他の費用が発生するかは（次の①②を変更するかを含む。）、出展者と当社で協議をして別途定めることができるものとします。

- ① 出展者が実施した業務（イベント等）毎に出展者と当社で定めた相当額に該当する費用
 - ② 出展者が実施した業務（イベント等）毎に出展者と当社で定めた売上の割合（消費税別・源泉別）に該当する費用
- 2 前項に定めるもののほか、本サービスにおいて費用（実費）が発生するときは、出展者と当社で別段の合意をしない限り、出展者及び当社の各自の負担とします。
 - 3 当社はイベント終了後、当該イベント開催月末までに請求書を出展者に送付し、出展者は翌月末までに支払いを行う。なお、支払いに関する手数料は出展者の負担とします。
 - 4 出展者は、イベント等の出展を当社と合意した後に、同出展の取り消し又は解除をすることはできません。ただし、当社がやむをえないと認め、かつ、出展者が当社に対して次の違約金を支払った場合は、この限りではありません。
 - ① イベント等実施の2週間より前 出展料の30%に相当する金額
 - ② イベント等実施の2週間以降当日まで 出展料100%に相当する金額

第4条（出展者の責任）

出展者は、理由のいかんにかかわらず、イベント等における出展物及び出展に関連する制作物等（以下、あわせて「出展関連物」という）、出展のために用いられた造作物や装飾物、設置物、出展に関係する者の人身及び出展者である出展者による出展活動に関して一切の責任を負うとともに、提携マンション等の会場設備、建造物、他の出展者の出展物又は人身等において発生した出展者の責に帰すべき一切の損害について責任を負うものとします。

第5条（当社の責任）

- 1 当社は、当社が合理的と信じる基準に基づき提携マンションイベント等を運営し、展示会場の管理及び保全について事故防止に最善の注意を払うものとします。また、出展者、出展関係者、イベント来場者等の提携マンションイベントの参加者について、本展示会の円滑な運営及び安全の確保等の観点から、特定の参加者に関して入場を制限又は拒否することができるものとします。
- 2 当社は、当社が提携マンションイベントのために作成した印刷物、ウェブサイト等において誤字、脱字、誤植等（以下、あわせて「誤植等」という）が生じた場合、当該誤植等に関してはいかなる責任も負わないものとします。
- 3 当社は、出展関連物、出展のために用いられた造作物や装飾物、設置物、出展者の出展に関係する者の人身及び出展者による出展活動に関して発生した損失又は損害について、原因又は理由のいかんを問わず責任を負わないものとします。
- 4 当社は、当社の責に帰すべき事由によって直接かつ現実に発生した損害に限って責任を負うものとします。当社の損害賠償責任は第2条で定めた出展料を上限とし、それを超える額については免責されます。また、当社は、直接かつ現実に発生した損害以外の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含みますが、これらには限定されない。）については、いかなる責任も負いません。

第6条（イベントの中止又は中断）

- 1 提携マンションイベントの全部又は一部が、次項に定める不可抗力事由により、開催

又は継続が不能又は困難であると当社が判断した場合、当社は提携マンションイベントの開催を中止又は中断する場合があります。この場合、当社は、出展者に対し、提携マンションイベントの開催が中止又は中断された期間に応じて、出展料等を日割り計算により返還する場合があります。

2 前項に定める不可抗力事由とは、台風・洪水・風害・地震等の天災、疫病・火災・その他の事故又は事件、テロ行為、公敵による行為、暴動又は内乱、ストライキその他の労働争議、適切な輸送設備の欠乏、国及び地方公共団体等の法的規制決定、提携管理組合による中止命令が行なわれた場合をいうが、これらに限られません。

3 第1項に基づき提携マンションイベントの開催を中止又は中断されたことによって出展者に損害が発生した場合であっても当社はかかる損害についていかなる責任も負わないものとします。

第7条（通知義務）

出展者及び当社は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、予め、その旨を書面により通知し変更にかかる情報を提供しなければなりません。

- ① 法人（法人化）又は商号又は名称（氏名）の変更
- ② 振込先指定口座の変更
- ③ 代表者、担当者の変更
- ④ 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第8条（権利義務の処分禁止）

出展者及び当社は、本規約に基づく地位又は本規約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。

第9条（直接取引の制限と違約金等）

- 1 出展者は、本規約締結期間中はもとより、サービス提供終了後も終了後2年間は、提携管理組合、及び提携管理組合の組合員ないし提携マンションの居住者等と直接取引をすることができません。
- 2 出展者が前項に違反して直接取引をしたときは、当社は、出展者に対し、違約金として違反による売上の30%に相当する金員を請求することができるものとします。なお、この場合、違約金とは別に当社が被った損害について、当社が違約金とは別途出展者に請求することを妨げません。

第10条（秘密保持）

出展者及び当社は、本規約に基づき相手方から得た相手方の情報について、秘密として保持し、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示してはなりません。ただし、次の情報は除くものとします。

- ① 開示の時に、既に公知であった情報、又は既に相手方が保有していた情報
- ② 開示後、相手方の責によらず、公知となった情報
- ③ 秘密保持義務を負うことなく相手方が第三者から適法に入手した情報
- ④ 相手方が独自に開発した情報

第11条（個人情報扱い）

出展者及び当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を相互に順守し、出展者及び当社は、相手方ないし提携管理組合から個人情報を受領した場合は、同法に基づき、適切に処理するものとします。

第12条（損害賠償責任）

- 1 出展者又は当社は、解除、解約又は本規約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（相当因果関係のあるものに限る）を賠償しなければなりません。
- 2 提携管理組合ないし提携マンションの居住者等が出展者に与えた損害、及び出展者が提携管理組合ないし提携マンションの居住者等に与えた損害については、当社は、損害発生についての故意又は重大な過失がない限り、出展者及び提携管理組合ないし提携マンションの居住者等に対する損害を賠償しないものとし、出展者が全ての対応にあたります。

第13条（サービス内容の変更等）

当社は、ユーザーへの事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、ユーザーはこれを承諾するものとします。

第14条（反社会的勢力に関する保証・表明）

- 1 出展者及び当社は、自らが暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団及びその関係団体等をいう。）、総会屋をはじめとして脅迫又は威力等により違法・不当な利益の獲得を図るもの並びにそれらの関係者等（以下併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
- 2 出展者及び当社は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 3 出展者及び当社は、前項の事実が発覚した場合、本条の違反者に何ら催告せずに本規約を解除することができます。

第15条（協議解決）

本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈について疑義が生じたときは、出展者当社誠意をもって協議の上、解決します。

第16条（合意管轄）

出展者及び当社は、本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上